

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成19年10月4日
【事業年度】	第21期（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）
【会社名】	大黒天物産株式会社
【英訳名】	DAIKOKUTENBUSSAN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大賀 昭司
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市堀南704番地の5
【電話番号】	086（435）1100
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 池田 努
【最寄りの連絡場所】	岡山県倉敷市堀南704番地の5
【電話番号】	086（435）1100
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 池田 努
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月23日に提出した第21期（自平成18年6月1日至平成19年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
 - 3 配当政策
 - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として捉えており、業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。

内部留保につきましては、新規出店投資及び業務の標準化、効率化を目的としたIT、物流関連投資、従業員教育等に有効に役立て、業容拡大と一層の経営基盤の強化につなげてまいります。

第21期の配当につきましては、上記方針のとおり1株につき普通配当12円にいたしました。この結果、第21期の配当性向は13.3%となりました。

なお、第21期の剰余金配当の株主総会決議は平成19年8月23日に行っております。

（訂正後）

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として捉えており、業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。

内部留保につきましては、新規出店投資及び業務の標準化、効率化を目的としたIT、物流関連投資、従業員教育等に有効に役立て、業容拡大と一層の経営基盤の強化につなげてまいります。

第21期の配当につきましては、上記方針のとおり1株につき普通配当12円とし、配当総額は172,420千円にいたしました。この結果、第21期の配当性向は13.3%となりました。

なお、第21期の剰余金配当の株主総会決議は平成19年8月23日に行っております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。なお、剰余金の配当の決定機関は、株主総会でありま

す。
また、当社は取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりま

す。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
省略
2. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
 - a. ①～⑦ 省略
 - ⑧ 記載なし
 - b. 省略
 - c. 省略

(訂正後)

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
省略
2. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
 - a. ①～⑦ 省略
 - ⑧ 自己の株式の取得の決定機関
当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
 - b. 省略
 - c. 省略